

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月7日同意した。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西沖地区
綾川町	元気な地域づくり交付金（区画整理事業）葛巻下地区